

編輯局報情

# 週報

號日八十月二十

第二九號

昭和十五年十月十八日

（毎週一四水曜日発行）



五錢

國民更生金庫について  
 議會開設五十年を顧みて  
 米の對英財政援助  
 燃料の話ガス  
 事變下の人口問題

編輯局報情

# 週報

號日八十月二十

第二九號  
昭和十五年十月二十八日發  
（每週一、四、水曜日發行）  
（通商部特認可）

五錢

國民更生金庫について
議會開設五十年を顧みて
米の對英財政援助
燃料の話
ガス
事變下の人口問題



# 歳末 事業 第四年 頑張り抜き

百二十億貯蓄の達成  
贈答、廻禮、年賀状の廢止  
門松は質素に、美俗は尊重  
健全娛樂と心身鍛錬  
戦地へ慰問文と慰問袋を  
譽れの家を援護せよ

露光量違いにより重複撮影

目次 (第二十九回)  
(十二月十八日)

- 大政翼賛會實踐要綱……………二
- 國民更生金庫について……………三
- 事變下の人口問題……………九
- 時局と思想國防……………一六
- 大政について……………一七
- 資料のガス……………一七
- 議會開設五十年を顧みて……………三
- 米の對英財政援助問題……………三

十二月七日(金)  
▽谷本馬太郎中將に代つて中支方面海軍最高指揮官に細萱茂子郎中將親補  
▽新駐支大使に本多熊太郎氏親任さる  
▽經濟新體制要綱閣議で決定  
十二月九日(日)  
▽藤田進中將に代つて上海方面陸軍最高指揮官に澤田茂中將親補さる  
十二月十日(月)  
▽昭和十六年度一般會計豫算案六十八億六千三百萬圓閣議で決定  
▽パトラー英外務次官對支借款一千萬ポンド許容を下院で報告  
十二月十一日(火)  
▽米、對アルゼンチン六千萬弗借款發表

十二月十二日(水)  
▽海軍航空隊は翼で敵二十一機撃破  
▽政府と統帥部第二回連絡懇談會開かる  
▽科學動員協會發會  
▽ハンガリー、ユーゴスラヴィア友好條約に調印  
十二月十三日(木)  
▽海軍航空隊雲南省阿迷、箇舊を爆撃  
▽我が方、管理中の支那軍艦九隻、海軍四兵營を支那側に返還  
十二月十四日(金)  
▽大政翼賛會實踐要綱發表  
▽支那奉天死傷者陸軍第二十三回論功行賞發表、六千三十三柱榮譽の恩賞にあつかる

## 週間日誌

## 大政翼賛會實踐要綱

- 一、臣道の實踐に挺身す。即ち、無上絶対普遍的真理の顯現たる國體を信仰し、歴代詔勅を奉體し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。
- 二、大東亞共榮圏の建設に協力す。即ち、大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。
- 三、翼賛政治體制の建設に協力す。即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に歸一し、強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む。
- 四、翼賛經濟體制の建設に協力す。即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基づく綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的増強を圖り、大東亞における自給自足經濟の完成に努む。
- 五、文化新體制の建設に協力す。即ち、國體精神に基き雄渾・高雅・明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。
- 六、生活新體制の建設に協力す。即ち、翼賛理念に基き新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一本國民悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。

## 財團法人 國民更生金庫について

中小商工業者の職業轉換對策の概要については、先に週報誌上(第二号)に發表された通りであるが、右の對策として企畫された重要施設たる國民職業指導所、國民勤勞訓練所及び國民更生金庫の三者中、最後の國民更生金庫については帝國議會の協賛を経て特別の法律を制定する必要がある。然し中小商工業者の轉廢業といふ差迫つた事態に應ずるためには、その手續の完了するまで猶豫してゐる事を許されない事情があるので、とりあへず暫定的の措置として民法に基づく財團法人組織を以て金庫を設立することとなり、鋭意財團法人の設立の手續が進められてゐたのであるが、十二月二日に至り大藏大臣から金庫設立者に對し設立許可の通知が發せられ、こゝに金庫はいよいよその意義ある第一歩を踏み出すこととなつた。目下諸般の準備

を進めてをり近く開業の運びとなる豫定であるが、以下の財團法人國民更生金庫に關し、從來決定された事項の概要と今後の方針について簡単な紹介を試みたいと思ふ。

### 一、國民更生金庫の組織

今回設立された國民更生金庫は民法の規定に基づく公益法人たる財團法人である。その點では、例へば財團法人軍人救護會、財團法人紀元二百六十年奉祝會、その他私立學校、社會事業團體に多く見受けられるものと同様の組織であつて、株式會社組織をとらなかつたところに、先づ本金庫の特色が現はれてゐる。既設金融機關に類例を求めれば庶民金庫が最もこれに近い。尤も庶民金庫の方は庶民金庫法に基づいて設立された特殊の法人であるが、國民更生金

庫についても、將來これに關する特別法が制定され、特殊法人たる國民更生金庫が設立された場合には、本財團法人はこれに事業と財産の全部を引継ぎ解散するのであつて、特殊法人たる國民更生金庫の組織は一府庶民金庫に近いものとなることと豫想される。要するに、いづれも全く營利的目的を有しない特殊の金融施設たる點に共通點があり、従つてその組織も自然に通つたものとなつて來るわけである。

本財團法人の基金、即ち一般の會社でいへば資本金に相當するものは二百萬圓である。その内百萬圓は、現在全國金融協議會を結成してゐる全國の金融機關から分擔出されたので、これが先づ基本となつて本財團法人は設立されたのであるが、政府からも本金庫に對し百萬圓の補助金が交付され、これまた基金に組入れられるので、基金の額は合計して二百萬圓となるわけである。なほ將來特別法に基づき特殊法人たる金庫が設立される場合、その資本の金額は大體一千萬圓程度に決定される見込である。

理事長には大口喜六氏が就任し、その下に理事三名、監事一名を置き、なほ理事長の諮問に應ずる機關として、關

係官廳、金融機關、商工團體方面より十五名を選んで評議員を委嘱した。

事務所は未だ設立勿々の事であるので、東京市丸の内日本勸業銀行東京支店內に本據を置いて、一切の仕事を進めてゐるが、今後は必要に應じ漸次全國各地に支所又は出張所を置き、地方に於ける轉廢業者の便宜を圖る計畫である。なほ出張所は別に獨立の事務所を置かず、銀行、信用組合等の金融機關に出張所としての事務の取扱を委託することが多くなるものと考へられる。

## 二、國民更生金庫の目的と業務

國民更生金庫の寄附行為(會社等の定款に相當するもの)は「本金庫は時局の要請に應じ轉廢業又は廢業を爲さんとする商工業者等の資産及負債の整理を促進しその更生を圖るを以て目的とする」旨を定めてゐる。即ち最近に於ける國際情勢の變化に基づく貿易の減退、國內經濟統制の強化等に伴ひ取扱商品、原材料の減少を來し、或ひはその業務について禁止又は制限を受け、その他生産、配給機構の整理等に

伴ひ舊來の業務を離れようとする中小商工業者のため、その舊業務用の資産及び舊業務に關する負債の整理を容易ならしめ、以てこれらの中小商工業者が後顧の憂ひなく安心して新しい職分奉公の方面に進進し得るやう力添へをしようといふのが、本金庫の目的とし使命とするところである。

右のやうな次第であるから、本金庫の業務は極めて特殊な、限られた範圍のものであつて、一般の既設金融機關に於けるやうに、營業をそのまま維持繼續してゐる業者の必要とする運轉資金、設備資金等の融通を行ふものではない。これらの業者は、銀行、信用組合、無盡會社、庶民金庫等それ／＼適當の金融機關から、又中小商工業資金融通損失補償制度、信用保證協會等の各種の施設を利用して必要な金融を受けることが出来るのである。

國民更生金庫は右の如く、轉廢業者のみを對象とする施設であるが、更に嚴密にいふと轉廢業者ならばそのすべてが本金庫を利用し得るものではない。即ち、自己の一身の都合により任意に轉廢業をしようとする業者は、これは前

にはゆる「時局の要請に應じ轉廢業又は廢業を爲さんとする」者ではないから、本金庫の業務の對象とならない。

結局どういふ業者が本金庫を利用することとなるかといふと、典型的の場合を挙げれば、中小商工業者によつて組織される工業組合、商業組合等に於て、時局の要請に應じ主務官廳の指導轉廢の下に舊業務の整理計畫を樹立し、轉廢業をなさんとする場合の如きものであらう。

この場合一方に於て轉廢業をする者があると同時に、一部の同業者は引續き業務を繼續するやうな場合には、組合から轉廢業者に對し相當額の給付をなす等、業者相互の間で先づ共助の方策を考慮することが望ましいと考へられる。

右は、既に工業組合、商業組合等が組織されてゐる場合であるが、勿論組合の存在しない業者も多數あらうし、また組合をこの際作ることも適當でないもの、企業合同の方法により業務の整理を行はうとするもの、或ひは全く個人で轉廢業を行ふの已むを得ないもの等、實際には各業種の實情に應じ各種の事例が発生して來るものと考へられるが、

いづれにしても右の典型の場合と同様の心構へによつて、政府の指導幹旋の下に、適切な業務整理計畫を樹立することが必要である。

さて、業者の側で右に述べたやうな整理計畫が樹立されるのに對應して、國民更生金庫としては左のやうな各種の業務を行ひ、その整理計畫の圓滑な實現を圖るべく協力することとなるのである。

(イ) 轉業又は廢業をなさんとする商工業者等のためにする營業用資産の管理處分の引受

(ロ) 轉業又は廢業をなさんとする商工業者等のためにする資金の融通

(ハ) 轉業又は廢業をなさんとする商工業者等のためにする債務の肩代り

(ニ) 前各號の業務に附帶する事業

右により本金庫は先づ、轉廢業者が舊營業に使用してつた動産、不動産の管理、處分の引受を行ふのであるが、その引受をなす場合の引受價額は、一應その營業が繼續されるものとして見た妥當な評價額によることとなつてをり、

この點が本金庫の業務の頗る大きな特色である。一體中小商工業者の營業用資産は、營業が繼續されて収益を生みつつある間こそ相當の評價を見積り得るのであるが、一旦業務が廢止されると、本来の用途を離れたその資産は、府物同様の捨値でしか處分し得ないのが寧ろ常態であらう。そこで本金庫は、この場合轉廢業者の資産を、營業が引續き繼續され、その營業のために生きて働いてゐるものと一應假定して見積つた評價額で引受けることとしたのであつて、これによつて轉廢業者の業務整理計畫の樹立の上にも、非常な助けとなるわけである。なほ右のやうな標準に基づき具體的の財産の評價を決定するためには、各方面の權威者、専門家を網羅した轉廢業者資産評價委員會が、中央と地方に設置され、この委員會の決定した評價に従つて本金庫へ引受を行ふこととなつてゐる。

しかし本金庫は引受財産を管理し、關係官廳等と聯絡とつてこれを適當な方面に處分して行くのであるが、その實際に處分した場合の賣却價格が當初の引受評價額を下ることがあつても、金庫はその引受價額の總額を支拂ふので

あつて、その間生ずる差損額は、後に述べるやうに結局將來政府に於て補填することが豫想されてゐる。

さて、以上による資産の管理處分の引受だけでも、轉廢業者にとつては相當の支援となることと思はれるが、業者にとつては舊業務に關する負債の整理、舊業務の使用人の退職手當、新業務、新職業者への轉換のための費用等に充てるため、即時現金を必要とする場合が多いことと考へられる。そこで金庫は引受資産の處分されるのを俟たず、前述のやうな資金を必要とする向に對し、引受資産を擔保或ひは見返りとし、引受評價額の限度まで即時に資金を貸出すこととしたのである。貸付の利率、期限等の細目の條件は未定であるが、利率は出來得る限り低利を豫定してをり、また期限は五年程度となる見込である。貸付金の回収は引受資産の處分代金を以てこれに充てるのであるから、實際處分價格が引受評價額を下る場合には、前述と同様政府の差損額補填の問題を生ずるわけである。

最後に、轉廢業者が本金庫を利用して資産負債を整理してもなほ負債が残るやうな場合も豫想し得るので、その債務

者が他に特別に資産又は収入もなく、眞に已むを得ないときは、本金庫がその債務の肩代りをする事となつてゐる。尤も肩代りをなすに當つては、舊債權者とも協議し相當條件の緩和、債權の減免を圖らせ、債權者にも相應の犠牲を拂はせることが妥當であらう。

### 三、政府の助成と監督

金庫の業務が以上のやうなものであるから、金庫としては、その資産及び業務から生ずる収入を以て支出のすべてを賄ふことは全く望み得ないので、その不足額は政府が補助する建前である。また既に述べたやうな事業上必然發生することを豫想される損失額についても、他に十分な補填財源も考へられないから、特別法人の國民更生金庫が設立された際には、政府がこれを補填することとならう。

更に本金庫の業務内容が以上の如くである以上、一般金融市場から通常の金融方法により資金を調達することも先づ困難と考へられるので、差當り日本興業銀行に對し國家總動員法第十一條に基づき、先般公布施行された銀行等資

金運用令による融資の命令を發し、本金庫へ資金を供給せしめる筈である。なほ將來特別法に基づく特別法人たる金庫が設立され、債券の發行により資金を調達することとなれば、その際には政府に於て債券の元利支拂を保證することとなる豫定である。

以上の如く本金庫に對しては、各般の點に於て政府の保護助成が加へられてゐるのであるが、同時にその監督についてはその萬全を期するため、特に財團法人國民更生金庫設立及監督規程(案)を制定し、これに基づき本金庫に對し十分周到な指導監督を加へることとなつてゐる。

× ×

以上述べた所によつて明らかになやうに、本金庫は金融機關としては全く從來に例をみない特異な性質を有するものであつて、既存の金融機關にこの仕事を行はしめることとせず、特別に金庫を設置した理由もこの點に存するのである。従つて金庫に對する指導方針並びに金庫の當事者の業務執行方針としては、從來の金融機關とは餘程變つた心構

へを以てこれに當るのでなければ、中小商工業者の轉廢業の實情に即した業務の運営は期し得られないと考へられるのである。

同時に本金庫を利用せんとする者、或ひはその債權者の側にあつても、單純に時局の變化に基づく損失の全部を本金庫に補償せしめるといつたやうな考へ方では、本金庫としてその要求の悉くを満足せしめ得ることは不可能であらうと考へられるのであつて、本金庫の施設は、勿論當初から利益を生むことは全く豫想されず、損失を生ずることは寧ろ當然であるが、その損失は結局國家の負擔、換言すれば國民全體の負擔となるものである。従つてこの已むを得ない損失を出來得る限り有効に生かし、全體の轉廢業對策の遂行に貢獻せしめ、高度國防國家の完成に必要な産業經濟の再編成のため役立たせるといふことが、金庫の當事者と利用者との雙方にとつての共通の念願でなければならぬと考へる。

—大藏省—

# 事変下の人口問題

## 世界の轉換期と人口問題

今日地球にはおよそ二十一億の人口がある。その二十億は二つの人種に大別される。歐洲に生れ世界に分散した、いはゆる白色人種は七億二千萬を算し、世界の人口の三割四分に當つてゐる。歐洲以外の大陸には、いはゆる有色人種が居住してゐるが、その數は大約十三億八千萬、世界人口の六割六分の多きに上つてゐる。

この二つの人種が支配してゐる面積を世界地圖の上に染め分けてみると、世界人口の三割四分に満たぬ白色人種は、地球の陸地一億三千五百萬方呎のうち一億二千萬方呎餘、即ちその約九割を支配してゐる。それにひきかへ、世界人口の六割六分の多きを占める有色人種は、地球の陸地の僅かに一割を支配してゐるに過ぎない。しか

し、有色人種の支配する陸地中の大部分に當る一千三十六萬方呎は中華民國がこれを占めてゐる。だが、東亞において皇國とその友邦滿洲國とを除けば、事實上白色人種制の下に立たない國家や民族は、殆んどないといつてよい状態である。

これが十九世紀以來、世界を支配した舊秩序の一つの側面である。されど今や、舊秩序の殻を破つて新らしき秩序の萌芽がいよゝ成長を開始した。この姿が即ち世界の轉換期であり、その摩擦が動亂として爆發する。世界の各の國民や民族が、舊き秩序を脱却して新らしき秩序の下に、眞にその所を得ない限り、世界の眞の平和が如何にしてあり得ようか。

四億數千萬の民族を犠牲にして、歐米諸國に援助を求め、汲々として自己の政權の擁護に腐心する蔣政權の迷



妄を打破し、この民族の眞の解放を遂げ、大東亞諸民族共榮のために、まづ東亞に新らしき秩序を建設することこそ「掩八紘而爲宇」皇國肇國の大精神であり、世界史上日本民族の達成すべき絶大な使命である。

日華間の基本關係に關する條約が調印せられ、日滿華共同宣言の調印をみるに至り、東亞新秩序建設の巨歩は確乎として踏みだされた。世界動亂の現實の姿と、日本民族のこの絶大な使命とに鑑みれば、國防國家體制確立の急務は言を俟たずして明らかである。國防國家體制確立の根本でありその原動力たるものは、優れた國民の數が健全に増加するといふことに在る。

東亞新秩序建設の第一戦に活躍すべき多くの勇士がます／＼必要であることは云ふまでもない。また、さきの世界大戦の記録によれば、戦線に送る兵員の二倍乃至三倍に達する銃後の産業戦士が絶対に必要である。近代戦の特色は正にこの點に在る。事變勃發以來、わが國の工業は文字通り飛躍的な發展を遂げた。平時ならば恐らく二十年乃至三十年の歳月を要すべき重工業

化學工業の發達が僅かに二年か三年の間に實現してゐるのである。この發達が急激に多くの銃後の産業戦士を必要としたことは云ふまでもない。過日閣議で決定、發表された昭和十五年度勞務動員計畫によれば、内地一般勞務供給について、軍需産業、生産力擴充計畫産業及びその附帯産業、輸出及び必需品産業、運輸通信業並びに土木建築業における需要増加數と減耗の補充に要する員數とに、内地より滿洲國に送出する開拓民の員數等を加へて男女計約百十五萬人と概定された（週報第九十七號參照）。最近わが國の生産年齢人口（十五歳から五十九歳まで）の増加は年平均約六十萬人であるが、假りにこれ等の増加人口が殘らず上記の勞務の需要に當てられたとしても、七十五萬の人口が足らぬことになる。これによつてみて、産業戦士の要求が如何に大であり、わが國現下の人口状態では、少からずその不足を感ずる所以は明らかであらう。

また實に大陸の諸民族と手を携へて大陸の土と文化を拓きゆく多くの優れた國民が必要である。滿洲開拓民

は申すに及ばず、工業者や商業者や、あらゆる智能と技能を有する優れた國民が、滿洲國に、北支に、中支に、南支に、南洋に、大東亞諸民族共榮のために汗みどろになつて働かねばならない。大東亞の資源を拓き、資源を創り、その資源をこの大建設に築き上げてゆく力は、國民のあらゆる能力であり、國民の數である。悠遠なる興亞共榮の將來を思ひ、光輝ある日本民族の大使命を思へば、いくらあつても足らぬのは皇國の優れた國民の數である。

### 樂觀できない我が人口増加

しかし、願つて、わが國人口増加の現状を顧みれば、遺憾ながら必ずしも樂觀を許さぬものと云はねばならぬ。一般に戦争は人口の減耗を來さざるを得ない。多くの勇士が戦場に赴くから出産や結婚が減少してその結果出生率の低下は免れない。戦病死を除いても死亡率が高まるのが一般である。従つて出生、死亡の差引たる、いはゆる人口の自然増加は減少する。

今試みに、最近の最も典型的な近代戦であるさきの世界大戦におけるドイツの一例を示せば、ドイツは前後四年間に互つて一千三百萬餘の壯丁を動員し、その戦死は百八十五萬の多きに達したと云はれてゐる。百八十五萬の戦死は決して少ないが、出生が減少し、一般の死亡が増えた結果、ドイツの失つた人口は四百二十萬に達し、戦死の大約二倍半といふ驚くべき多數に上つてゐる。以上二つの人口の減損を併せてみれば、近代戦が如何に人口増加に影響するかといふことと、この人口の缺損を速かに埋め合はせることが如何に重大であるかは最早明瞭であらう。

事變下わが國の出生死亡の變動、即ち人口動態にも、程度の差こそあれ、同様の影響を認めることが出来る。昭和十三年においては前年に比べて、二十五萬餘の出生が減少し、戦病傷死を除いて五萬餘の死亡が増加し、その結果、三十萬以上の自然増加の減少を示してゐる。かやうに、戦争によつて自然増加の一部を失ふことはまことにやむを得ないところであるが、今日自然増加の一

部を失ふことは、近き將來において父たり母たる者を失ふことであつて、人口増加の將來に永くその影響をよめることも深く考へねばならない。

更に重要なことは、戦争が人口増加の如何なる時期に起つたかによつて、大いにその影響する程度が異なるといふことである。一般に出生と死亡の變動の狀態によつて文明國の進つた人口増加の時代を四つに分けることが出来る。即ち、死亡率が絶頂に達して低下に轉せんとし、出生率が上昇して自然増加の増大する時代、これを第一期とする。第二期は出生率が低下し始めるが死亡率が一層急速度を以て減退し、その結果自然増加率がますます多くなる時代である。第三期においては死亡率低下の速度が漸次緩やかに成り、遂には停滞狀態に達し、出生率の減退が漸く著しくなつて遂には釣合落しの狀態となつてくる。この狀態が進むと出生率は死亡率と交叉して死亡率以下に下つてしまふ。一方死亡率は徐々に高まつてくる。もはや人口は増加するどころか、かへつて減退しはじめる。この時代が即ち第四期である。

第一期に起つた戦争の人口に對する影響は比較的容易に埋め合はされる傾向があるが、第二期の終り以後に起つた戦争の影響は、さう容易には恢復され難いのが一般である。それどころか出生減退に一層の拍車を加へるのが通例である。ドイツは第二期の終りで世界大戦に遭遇し、驚くばかりの出生減退を惹起し、彼の犬が、りなナチスの人口増加政策は、一度下がつた出生率を恢復するのが容易な業でないことを如實に物語つてゐる。第三期で大戦に参加したフランスは今日ではもはや第四期に入つた。この度の戦争においても如何に人員の配置に苦慮し、如何に人員の損耗を恐れてゐたかはドイツのスカンディナヴィア作戦以來、獨軍のバリ無血入城に至るまでの戰國の経過が明らかにこれを示してゐる。

フランス華やかなりし頃、歐洲を駆け廻つたナポレオンは、一八〇七年二月アイルラの戦の夕、少からぬ兵力の損害を打脱めて「巴里の一夜は總てこれを補ふであらう」と豪語したといふことである。それに引きかへ、世界大戦當時フランスの或る將軍は、マルヌの戦線におい

て今少しの壯丁があらば、フランス軍は獨力を以てライオンの彼岸に獨軍を追撃し得るであらうと慨嘆したといふ話である。フランスの出生減退、人口増加の停滞はさきの世界大戦によつて遂に決定的となつた。フランスは今日ドイツに屈伏した。それは前大戦以後におけるフランス人口の動向に徴すれば恐らくフランスの免れ得ない運命でもあつたらう。

ロシア帝國の帝國主義の魔手が我が國に迫つて來た時、決然として我が國は日露戦争を戦ひ、白人帝國を打ち破つて世界の有色人種に思はず歡呼の聲を擧げしめたのであるが、その時の我が國人口は正に第一期の中間に該當してゐた。しかし現在わが國の人口狀態は、後に述べるやうに、既に第二期の終りに近づいてゐる。今次事變と日露戦争と、その規模において格段の相違のあることはいふ迄もないが、人口の時代を異にしてゐることも忘れてはならない。わが國人口増加の將來に關し、事變下の今日大いに戒心すべき要ある理由の一は、正にこの點に存するといはねばならない。

さらに、事變によるわが國産業の急速度の發展は激甚なる人口の都市集中を促してゐる。しかるに、都市の人口増殖力は農村に比べて著るしく低い。三分の一乃至四分の一といふ狀態である。

なにかんづく大都市の中には最早人口増殖力を全く喪失して、たゞ農村からの人口の補給を受けて存立擴大してゐるものさへあるのである。また、都市集中は國民の體力に良好な影響を與へるとは考へられない。産業の擴充につれて人口都市集中のます／＼著るしくなることは、今のところ或る程度までやむを得ない狀態である。しかしこれを勢ひの赴くまゝに放任すれば、わが國人口増加の將來、國民體力向上の將來に少からぬ支障を生ずることは明らかであらう。一刻も早く、都市の増殖力の低い原因、體力の劣る原因を究め、都市人口の健全化を圖ると共に、健全なる人口増殖の根源である農村の人口増殖力を維持することに努めねばならない。また一層突きつめて考へるならば、國土計畫の一環として都鄙人口分布の不均衡を是正することまでも考究しなくては

はならない。

### 必要な出生率維持増加対策

わが國の出生率は、大正九年の人口千につき三三六を絶頂として漸次低下の傾向を示し、昭和十一年には三〇五を割り、同十二年には三一を示したが、同十三年には事變の影響を受けて二七といふ率に下つてゐる。この間の傾向は、さきの世界大戦前の歐洲文明國、なかんづくドイツの状態と頗る類似してゐる。現在わが國の出生率が他の文明國に比して今なほ相當に高いことは幸ひである。即ち、イタリアの二三、ドイツの一九、米國の一七、

英佛の一五に比べれば相當に高率である。しかしこの事實は決して我が國現下の出生率低下を樂觀すべき理由とはならない。元來出生率退の原因は今日なほ必ずしも明らかではないのであつて、人口問題の重要な研究題目の一であるが、歐洲文明國の經驗は、戦争は出生率退の原因ではないが、その恐るべき促進要素であることを教へてゐる。また、一度開始した出生率退は驚くべき加速

度を加へて急激な低落を演ずるに至るといふこと、更にまた、一度低下した出生率の恢復が如何に困難であるかといふことを如實に物語つてゐる。しかしその結論は「出生率維持増加政策は遅きに失することはあつても、早きに過ぐることはない」といふことである。

なほ、出生率退は一般に、優れた資質の人口の増殖力の低下を來し、劣悪なる資質の人口の増殖力は依然として高いから、いはゆる逆淘汰、即ち質の優れたものが減つて悪いものが増えるといふ傾向を促進するといはれてゐる。この點からみると、人口の資質の向上を圖るには出生が多くなければならないと言はねばならない。

次に、わが國の出生率は歐米文明國に比べれば高いことは上述の如くであるが、わが國を圍繞する諸民族特に大東亞共榮圈内の出生率について比較しなければならぬ。世界人口の五分の一を占める支那民族の出生率は不明であるが、少くとも、人口千につき四〇以上であることを推定すべき根據がある。二億に垂んとする人口

を擁するソ聯の出生率は四〇に近いと推測することが出来る。三億五千萬の人口を包含する印度は三五、フィリピンは三七、海峽植民地三八といふ著しい高率を示し、これ等と比較すれば我が國の出生率は正に最低である。

尤もこれ等の民族においては死亡率も極めて高く、自然増加率は出生率の高いほど著るしくはないのであるが、以上の出生率はその潜在的増殖力の如何に著るしいかを示すに十分であつて、一度治安が確立され、經濟生活の安定向上が確保されるにおいては、驚くべき増殖力を發揮すべきは推測に難くない。

以上の諸事情を考慮し、大東亞建設の將來に鑑みれば、今こそ出生率維持増加対策を講ずべき最も重要な時期たるを痛感せざるを得ないのである。

出生率維持増加対策を講ずるためには、大正九年以來現はれた出生率退の仔細なる研究を必要とする。

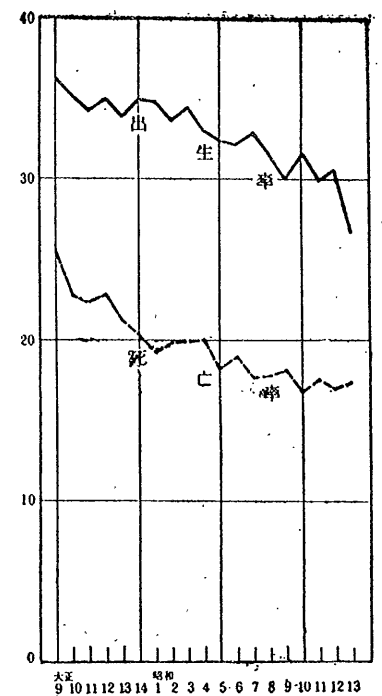
今、問題の一端を指摘すれば、この間における出生率低下の一つの要素は結婚の延期、結婚年齢の上昇である。わが國婦人の平均初婚年齢は大正九年頃から今日に

至るまでに一歳半遅れて二十四歳を超えてゐる。これは出生率に影響を及ぼしたに相違ないのであつて、結婚の増加、結婚年齢の引下げが現下出生率増加の有力なる對策であることは明らかであらう。

しかし以上の期間における事實は、更に出生率を自己體が低下したことを示してゐる。歐洲文明國の經驗に徴すれば、誤れる個人主義、享樂主義的思想の流行がその出生率低下の重要な一要素となつてゐることは注意に値することであるが、わが國最近の出生率低下の眞因を追及して、出生率を高める對策を樹立することの必要なことはいふまでもない。

### 出生率につき死亡六のドイツ

翻つて死亡率を見れば、第二次流感の流行した大正九年を除けば、第一次流感の大正七年の人口千に付二七を頂點として著るしい低下を示し、昭和十二年には一七に達し、この間における出生率の低下を埋め合せて餘りあるものがある。



しかし今日なほ文明國の中では高位に属するのであつて、死亡率を引下げて消極的に人口の増加を圖る餘地が十分あることを注意しなければならぬ。

上述の通り、事變によつて少からぬ出生が減少したのであるから、せめて一人でも多くの乳幼児が成長して第二の國民として次の時代を擔當し得るやうにしなければならぬ。わが國の乳幼児死亡率が大正九年の出生百につき一七から最近の一に低下したことは喜ぶべきことではあるが、未だこれを以て到底満足することは出来

ないのである。ドイツは過去二十年間に乳兒死亡率を半分に引下げることに成功し、今日では出生百につき僅かに六といふ状態である。事變下において乳幼児の保護、これと切り離してはならない母性の保護が特に必要な所以はこゝに在る。

次に我が國死亡率が一般の文明國の死亡率に比べて特に著しく高いのは、十五歳乃至三十歳の働き盛りの青壯年においてである。しかもこの年齢層の死亡率が増大する傾向をさへ孕んでゐることは大いに戒心を要すること云はねばならない。

これ等青壯年の死亡率を引下げることは、それだけ生産年齢人口を増加することを意味するのであつて、その重要なことは言を俟たない。しかしてこの年齢層の死亡の半以上を占めるものは結核死亡であつて、結核撲滅、結核撲滅の重大な所以はこれ亦極めて明瞭であらう。

科學的調査研究が解決の鍵

最後に過大都市の工場に彌が上にも人口が密集し、農村には殆んど若者がなくなるといふやうな状態になつたとしたら、どうして人口の増強を遂げることが出来よう。即ち、國土の上に、職能的、地域的に適正な人口の配置が實現されてこそ始めて、眞の人口の健全なる増殖、資質の向上が期待されるのである。かやうに國土計畫を策定實施するに當つては、人口の増強を遂げることをも目標の一として、國土の上に産業と人口の適宜なる再分配がなされなければならない。

以上は、事變下におけるわが國人口問題の若干の要點を指摘したのに過ぎないが、これを以てしても國防國家體制確立の根柢として各分野に互る一貫的人口對策確立の須臾も忽せにすべからざる現下喫緊の要務たる所以は凡そ明らかであらう。しかるに、この問題の關聯するところは頗る廣範に互り、複雑多岐を極めるのであつて科學的綜合的調査研究の結果によらざる限り、對策

の萬全を期し難いと云はねばならない。

人口問題研究所の使命とするところは正にこゝに存するのであつて、人口問題に關する調査研究を遂げ國防國家體制確立の根柢に資し、東亞新秩序建設の國是達成に培ふところあらんとするに外ならない。問題の重大性に鑑み、廣く關係方面の積極的協力をこの際特に切望して止まない。

人口問題研究所

TOKYO GAZETTE

日支條約關係文書

部落會・町内會英文解説

週報英文版

「東京ガゼット」一月號所載

定價 上段一部七十五錢、一ヶ月九圓(送料別)

中込所 東京市神田區九ノ内橋南東角ガゼット發行所

昭和十二年二月二十日發賣

# 時局と思想國防

外においては善隣との盟約をいよく固うし、内においては萬民翼賛の舉國新體制の具體化と、こゝに我が國は内治外交相應じて大東亞の新秩序を確立し、進んで世界新秩序の建設に邁進すべき飛躍的進展の段階に入つた。しかも國際情勢は日を逐うて複雑深刻となり、國內事情また必ずしも樂觀を許さず、かゝる時艱を克服突破して世界的使命を完遂するには、その前途至難途遠なるを覺悟しなければならぬ。

かゝる難局に處してこれが打開を遂げしめるものは何か。言ふまでもなく我が國力の如何である。事變は、固より國家各部門を總動員し、舉國全力をつくしての戦ひであり、國家總力の如何がその成否を決定するのである。しかしして當面の課題たる國力を、如何に充實し發揮するかを眞剣に考へれば考へるほど、國民思想の問題の重

要さに想到せざるを得ないのである。今日、國防國家體制の確立について思想國防の問題が喫緊の要務として取りあげられてゐる所以はこゝにあるのである。

## 國家總力戦と思想戦

戦争といへば古くは殆んど武力戦を意味し、武力行為のみを以て戦争の手段と考へられた。しかし周知の如く、近代戦に至つて戦争の規模が驚くほど擴大され、第一次歐洲大戦には經濟戦、思想戦等が武力戦と併行して行はれたが、現在では更に國家總力戦として國家總力をあげて一體となし、國民生活の全體が戦争の實體をなしてゐるのである。この點、今日においても往々にして武力、經濟、思想等を並列し、これらを合して國力をなす

と考へられる。國力に關し物質的要素の占むべき重要な地位については異論のある筈はない。しかし如何に物質的要素が完備してゐても、精神的要素に缺けるところがあれば、それは恐らく何の用をもなさないであらう。武力といひ經濟といひ、それらが國力として十全に力を發揮し得るのは一に確乎不拔の國民思想の統一によるものである。かくて國民思想の問題は實に國力の核心をなすものであり、國民思想の定立なくして國力の充實發揮は到底望むべくもないのである。

さき頃ドイツが、今次歐洲大戦におけるフランス降服に至るまでの綜合戦果を發表した中に、盛り上げる民族精神、ナチス魂の力を高らかに説いてゐるのは周知のことである。そして同じドイツが二十餘年前、第一次歐洲大戦において聯合國軍の攻圍の中に、戦争前半まで西部戦線にあつては一步も譲らず、東部戦線にあつてはロシア軍を粉砕して、ブレスト・リトフスクに屈服的な單獨講和を求めしめる等、相當の戦果を収めて寧ろ優勢を誇りながら、後半に入り聯合國側の思想戦工作に乗せられて

國內思想の動搖分裂を來し、これが主因となつて内部崩壊となり、遂には武力戦に勝つて思想戦に敗れる結果を招くに至つた事實を想起されたい。思想が建設的に働か、破壊的に働か、その執れとして作用するかによつて、或ひは國家に統一と發展とを齎し、或ひは分裂と敗亡とを招く。思想のもつ力の重大さが知り得られるではないか。思想國防を單に國防諸要件の一とし、思想戦を武力戦の助成手段としてのみ考へることは、思想の問題に深き認識を缺くものといはざるを得ないであらう。

## 思想戦の二つの意義

しからは思想戦、思想國防とは何を意味するものであらうか。思想戦なる語は色々に説かれてゐるが、一般には大體二つの場合が考へられてゐるやうである。

### 宣傳謀略戦

思想戦は普通に宣傳謀略戦の意味に用ひられる。敵

國に對しその士氣を沮喪せしめ、戰意を放棄させるといつた心理的動搖を策すもの、敵國の判斷を誤導して用兵の錯誤を來し指揮を混亂に誘ふもの、また第三國に對して敵國への悪感情を刺戟し、自國への好感情を誘發しようとするもの等がこれである。第一次歐洲大戰において敵陣擄亂のために行はれた思想戰工作は餘りにも有名である。當時、敵國の新聞、パンフレット、その他を偽裝して反戰反軍感情を煽動する記事を盛り、これを前線のみならず銃後にまで巧みに頒布し、或ひは塹壕戰において敵國の民謡を著音機にかけて敵兵の郷愁を誘ふたといひ、また陣營の夜空に聖母マリアの像を映寫して敵砲の銃録を挫いたといふ。その偉力は知れば知るほど單に笑つては濟ませぬ挿話である。

### 思想と思想との戰

思想戰はまた、論理的、體系的な構造を有する思想と思想との戦ひと考へられる。世界の現状は數箇の國家群に分れ、それ／＼異なる世界觀の上に立ち、支配的地位を

争ふ深刻な國際思想戰の渦中にあるといつても過言ではない。端的にいへば、共產主義的思想によるソ聯、自由主義的思想による英米、全體主義的思想による獨伊等がその主要なものであるが、各、その立脚する思想に基づいて激烈な思想戰を展開しつゝあるわけである。顧みれば今日、新興國家と呼ぶに價するものは、いづれもこの思想戰を戦ひ抜き、勝ち抜いて來たものであつて、ナチス・ドイツ、ファシ・イタリアの興隆は、正しく自由主義的或ひは共產主義的世界觀に對する全體主義的世界觀の勝利にほかならない。

### 思想戰の攻防手段

すでに歐米諸國は、第一の意味における思想戰遂行のために、第一次大戰の頃から強大な政府機關を特設し、いたる處に諜報、宣傳、謀略の組織網を布置してその攻防に餘念がないが、我が國は甚しく立ち遅れの憾みがある。思想戰の經驗なく訓練なき我が國民が、敵性諸國の

諜報、宣傳、謀略に乗ぜられないためには、思想國防上この點に關して一層周到の用意が必要であることは多く贅言を要しない。過般來、數次に互る外國諜報網の檢舉事件にしても、徒らに驚愕する前に各國秘密網が現に我が國內において如何に巧妙にその組織を擴大し、また合法的假面の下に暗躍し、國民の一言一行をも看過すまいとしてゐるといふ事實を正視し、全體が深く思想國防意識に目覺めて戒心しなければならぬのである。

第二の思想戰について見るに、我が國において思想國難の叫ばれたのは遠い過去のことではない。現に國內思想情況は遺憾ながら必ずしも樂觀を許さず、共產主義のみならず、その根柢をなし温床となつた諸思想の克服も徹底しない狀況である。明治初年以來、西洋思想の急激かつ廣泛な無批判の受容が、政治、經濟、教育といはず、あらゆる方面に浸潤し、今やその積弊の根本的解決を迫りつゝある。西洋思想と雖も我が國の發展に極めて大なる貢獻をなし刺戟となつたことは否定し得ない事實であるが、これを批判檢討し醇化攝取することを忘れた

結果は、我が國固有の思想を蠶毒し、却つて國家生々發展の活力を害うに至つた。もと／＼西洋思想は個人主義、自由主義、功利主義、唯物思想を根幹とし、共產主義の如きもこれより成長したものに他ならない。これらは我が國古來の思想、日本人本來の考へ方とは一致しないものである。元來人間の生活は、時と所とにおいて考へらるべきであり、それは歴史的、國民的なものである。他國民の生活と歴史とによつて生れた思想は、我が國の思想と本質的に血脈を異にする。皇國のよつて立つべき思想は國體に出で國體に歸すべく、これに背反するものは異端の思想である。事變遂行の途上にあつて、我が國はこの思想戰において敗れるやうなことがあつてはならぬが、そのためには、これらの反國家的諸思想を徹底的に批判し克服すると共に、積極的に國體日本精神を闡明し、これを世界に宣布して理論的に戦はなければならぬ。

いづれの思想戰の場合にあつても、速かに攻防の方途を講ずることが極めて必要であるが、なかに國民思

想を不拔に啓培確立することが緊急の要務であり、これが即ち思想國防の根本をなすものである。儼として世界に比類なき國體を奉ずる我が國は、思想國防の根基に播きなきものであるが、國民の全部が眞に國體、日本精神に徹し、舉國の理想を體認し、これを生活の實踐にまで不斷に具現するに至らなければならぬ。國民思想が確立すれば思想國防は全く、若しこのことが行はれなければ、國力の充實も到底その眞價を發揮することはできぬといつても敢て過言ではない。かくて國民思想の強化を圖ることは現下第一の重要事項といはねばならぬ。

### 國防國家と思想國防

しかしながら、これが實現のためには、國家のあらゆる部門、あらゆる活動はその全力をあげて思想國防の統一目的に綜合されなければならない。今や着々と進展しつつある舉國新體制の整備においても、國民全部がひとしく過

去の殘渣を拂拭して、眞に國體の本義に徹し、報國の赤誠に燃えて大政を翼賛し奉るのでなければ、到底所期の目的は達成さるべくもない。この意味において思想國防體制の樹立は、高度國防國家を目標とする萬民翼賛體制の建設と全くその軌を一にするものであつて、たゞそれを思想の角度より規定したものに外ならない。かゝる思想國防體制の核心をなすものとして、特に國體の本義に基づく思想研究機關の擴充、教育學問の刷新振興、反國體思想の宣傳謀略に對する情報の蒐集並びに積極的思想宣傳機關の整備等が統一的に企圖せられ、これら國家の諸機關が政府民間を通じ中央と地方と相呼應し、相互に緊密な連繫をもつて常に綜合的な基本方針並びに對策の樹立實施に當るとき、思想國防の一貫した體系が成立する。しかしてこの思想國防體制の中にあつてその實現の推進力となるものは、その實踐に直接當るべき國民思想の指導組織であつて、思想指導者が全國到處にあらゆる機

關に配備され、中央地方を通じての思想指導網がこゝに確立されなければならない。

### 文部省の思想對策

教學局においても夙に思想國防の重要性を痛感し、昨年七月各道府縣に思想對策研究會を設置し、各地方の實情に即して國體、日本精神の透徹具現の方策、その他思想指導に關する具體的對策を樹立し、鋭意これが實施徹底に努めてゐるのであるが、何分にも設立以來日なほ淺く、實際にはいまだその緒についたに過ぎない狀況である。しかしながら、差し當り重點を本來國民思想啓蒙の任にある教育關係者の動員に置き、すなはち教育關係者を思想指導者として一段と鍊成し、生徒児童に對しては勿論、その家庭に對し、更に進んでは既設の各種實踐網、各種團體等に働きかけ、廣く國民各層に接觸して思想指導の實際に當らしめ、國體、日本精神の徹底、國民思想の昂揚を

圖ると共に、激しき時局の變移に應じ明確なる認識を與へて國策への理解と協力を進めしめんことを期してゐるのである。

かくて敍上の如く、現下わが國の飛躍的進展に即して、國民思想を不拔に啓培確立し、各種思想戰に對處して、萬全を期することこそ思想國防體制の核心であるが、それが推進を圖らんがためには、今後いよいよ各方面協力して思想國防施設の擴充強化を圖り、時局下における思想國防に萬遺憾なからしめたいと思ふのである。

— 教學局 —

情報局編輯・各冊 定價二〇錢 送料三錢
第一輯 會社經理統制令解説
第二輯 實金統制令解説
權威ある精細な解説と、これ等に關する勅令、省令、書式その他一切を収録した待望のパンフレット。
全國各官報發賣所 書店にありませう
内閣印刷局發行



# 大祓について

年の最終日であるといふ以上に格別の深い意味はないやうであるが、わが國では古來それが一曆年の更新期であることに特に重要意義を感じて、この日を以て大祓の行事を修し、これを反省改過の機会として心身の穢れを濯ぎ清め、全く生れ變つた心持で新年の生活に入ることを傳統の慣習としてきた。

昭和十五年は今やまさに暮れんとし、僅かに旬日をあますのみとなつた。現下の非常時は有史以來未曾有の深刻なものといはれてゐるが、この時に際して國民はいかなる覺悟を以て昭和十六年を迎へんとするか、それは正に痛切な關心事ではなければならぬ。

たゞ曆日の觀念のみに即して單純に考へるならば、十二月三十一日は一

年の最終日であるといふ以上に格別の深い意味はないやうであるが、わが國では古來それが一曆年の更新期であることに特に重要意義を感じて、この日を以て大祓の行事を修し、これを反省改過の機会として心身の穢れを濯ぎ清め、全く生れ變つた心持で新年の生活に入ることを傳統の慣習としてきた。

配念事業が企畫せられ、最近には盛大なる記念祝典も舉行されて、新興日本の意氣ははいよ／＼その強盛を示した。しかしながらその反面に於て國民の行動中反省すべきものが皆無かつたかと云へば、必ずしもさうはいへない。國策への協力、或は國民精神總動員といふことが強調せられ、滅私奉公が唱道される時、それを裏切るやうな一種の國民的不徳義も間々行はれたのである。

事業は成し得られないのである。由來わが日本の國民はみだりに言擧げずることを相戒めて、百の宣言よりも十の實行を重んじたものであるが、近時の傾向は寧ろそれと反對に、言説に健かにして實行に弱い観がないでもない。筆舌の上にてのみ清明日本を唱へながら、その裏面には社會的穢惡を殘留せしめるが如きは斷じて許すべからざることであつて、今日こそそれを根本から改め直すべき機會である。本年十二月の大祓は、こゝに時局と關聯して一層の重要性を帯びて來るのである。

大祓式の起源は遠く悠遠の往昔に發してゐる。始めは多く水中に於て行はれたが、後には河川の沿岸又は海濱に出

て修祓を行ひ、撫物に穢れを移してこれを水中に流すことに變化した。その祓を宮城の朱雀門前に諸司百官及びその妻、姉妹等を會集せしめ、毎年六月と十二月との晦日を定期として國家的大規模に行ふに至つたのが即ち大祓である。

太古代の禊祓も後代の大祓も過去の穢惡を神聖なる行事によつて拂拭掃除するといふ點に於ては全く同一であるが、殊に國家的になつたところは大祓に於ける展開が甚だ著明に認められるのである。かくの如くにしてわれ等の祖先は毎年二回の大祓を経過する毎に、國民精神をいよ／＼純淨化すると共に、鍛錬し強化して今日に至つた。

近世一時弛廢して祓の本義を忘失し、明治初年頃には殆んど形式化してゐたのを、殊に敬神の御聖志厚くあらせらるる明治天皇は、いたく遺憾に思召され、明治四年六月二十五日の太政官布告を以て大祓の舊儀御再興を仰出さると共に、天皇御自身の御ために節折の御儀を修せしめ給ひ、なほ宮城内賢所の庭上で大祓を行はしめ給うたのである。その後更に明治五年六月に至り、教部省は命を奉じて新たにその式次第を公定し、六月、十二月兩度の晦日には官社以下すべての神社の社頭に、祓の座を設けて大祓の式を行ひ、當日は府縣官員より庶民に至るまで社參して祓すべしと布達した。



當日午後二時から鳳凰の間で 天皇

陛下の御ために先づ節折の御儀を執り行はせられた後、午後三時から改めて大祓の儀に移り、假の祓所としてしつらへられた神嘉殿の前庭に親王、王、王族、公族御總代御二方及び各廳勅任官、奏任官、判任官の各總代六十餘名が参列して嚴肅な大祓が行はれる。

なほ伊勢の神宮でも古儀に従つて嚴かに大祓の儀が修せられ、官國幣社以下の神社に於てもまた社頭庭上に祓所を辨備し地方官、氏子崇敬者等が参列して、諸員切腹を執つて祓ひ、次に神職大祓を行ひ、かくして穢れを移し取つた祓つ物は、神職中の一員これを執つて河海に向ひ、水上遠く流し遣るのである。

る。

これ等各所の大祓式を通じて最も重要なのは大祓詞の宣讀であつて、それによつて一切の罪穢れは悉く消滅し、痕跡をも留めなくなるといふことであるが、専らこれを精神的効果の方面から見ると、大祓といふ特殊の神聖なる行事を経て、過去の過ちを反省し、神の力を戴いて眞の清明心に徹し、身も心も爽やかなる新生活段階に入つて、雄健なる活躍をすることこそその主要目的であらねばならぬ。

明治維新後四年、諸般の體制全く整うて、これより將に力ある活動に移らんとする時に當つて、畏くも明治天皇が大祓の儀を御再興あらせられ、宮中

より始めて全國一齊にこれを修せしめ給うたのは、まことに忝き事であつて、

今やこゝに皇國の歴史を通じて最も光輝に満ちた紀元二千六百年を送つて、更に力強き一步を踏み出さんとする時に當つては、全國民は先づ一人残らず大祓を嚴修してその心境を一新し、戦線に於ても銃後に於ても、潑刺たる元氣を以て勇往邁進、皇國が負荷する世界的大使命の達成を期せねばならぬ。國威の宣揚、國光の赫耀は、かくして初めて實現せらるべきであつて、こゝに日本臣民として皇恩に報じ奉り、祖訓を顯彰して、皇室國家に忠誠を效す所以の道が存するのである。

### — 神 祇 院 —



## ガ

ガス需用の増加

## ス

都市ガスは石炭を原料として製造されるもので、燃料として家庭用、營業用等に一般に廣く使はれてゐるほか、時局下においては軍需及び生産力擴充方面の工業用燃料として極めて重要な役割をつとめてゐる。

に出来、貯蔵の必要もなく、衛生的で、且つ値段が割合に安いといふやうな、いろ／＼な長所を持つてゐるため、都市における公衆の日常生活に必要な燃料として需用が多い。それ、兵器、航空機、自動車、發動機、車輛等の金属材料の加工、電球、電池、セルロイド、合成樹脂等の化學製品の加工、印刷用活字の鑄直し、その他各種工業の熱源として廣く利用されてゐる。殊にガスは重油の代用燃料として最も適してゐるため、

事變動發以來重要工業方面の需用が著るしく増加するに至つた。

最近一ケ年における全國のガスの總需用量をみると、事變動發當初の昭和十二年の需用量の二倍餘に達してをり、今後ますます増加の趨勢にあるのである。

### 需用に對應し難い

ガス事業者は、これ等の需用に應ずるため、全力をあげてガスの増産を圖つてゐるのであるが、ガスの製造設備の擴充に要する鐵鋼その他の資材や、ガス製造原料たる石炭は時局下の重要な資材であつて、その使用については強度の制限が加へられてゐるため、急激に増加するガスの需用に對應することは、頗る困難な状態となつてゐる。



影響の大きいことは勿論、工業方面の需用先においても作業能率の減退、製品の不出來等いろいろな支障が起るばかりでなく、保安上の危険の虞れもあるから、これは是非未然に防止しなければならぬ。

### 節約はかうして

ガスの節約方法として、ガス事業者は供給区域内のガスの供給能力及び需用家のガス器具のノズルの調整を圖ること、自家用及び従業員用のガスはなるべく強度の消費制限を行ふこと、漏洩による勘定外ガス量の減少を圖ること、需用家の使用孔口数を制限すること等の方法を昨

年以來講じてゐるが、今後ますますこれ等の方法を徹底して行ふことになつてゐる。

ガスの消費節約を實行することは、時局下最も重要な需用部面に對し、重要な熱源を供給することとなり、延いては聖戰目的の完遂に貢獻することとなるのであるといふことを十分認識し、一般需用家の協力を切望してやまない。

次に、家庭におけるガス節約の指針を掲げて、各家庭の参考にしよう。

- 1 ガスが燃えるにはガス器具のネジ元の空気窓から適量の空気が入ることが必要である、このため空気窓を適當に開けて焔が青く強く燃えるやうにして使ふこと
- 2 ガス器具の手入れを怠らぬこと、焔の孔がつまりたり汚れたときは錐のやうなもので穴をあけ油

- 3 雑巾でよく拭くこと
- 4 鍋、釜、茶瓶等の底が濡れてゐたら水気を拭きとること
- 5 湯は一度沸騰したらいくら餘計に熱を加へても温度は昇らぬものであるから、煮立つたら適當に火を弱めること、茹でものをすると煮や豆類を煮るときにはこのコツを應用すれば無駄がはぶける
- 6 ガス使用の都度火をつけること、火をつけ放しではかの用をすることは無駄がちである、火をつけるときには鍋、薬罐を七輪に載せてからマッチを擦り、火口にかざしてから七輪のネジを開けて火をつけること
- 7 茶碗一、二杯の僅かな湯が要るのに多量に沸し、残りを冷してし

まふのは不經濟である、餘分の湯は絶対に沸さぬやうにすること

- 7 茹で物、煮物、焼き物、いづれも豫じめ所要時間を承知しておき、時間が來たら直ぐガスを止めること、蒸所にはぜひ時計が欲しいものである
- 8 焼き物をする際、焼網の上にフライパンを被せるとガスの節約になる
- 9 茹で物は出來るだけ水を少し、一旦茹で物に使つた湯は順に他の調理に利用すること
- 10 野菜類を茹でる場合洗つてから直ぐ湯の中へ入れると折角沸いた湯が冷めるからよく水を切つてから入れること
- 11 煮物は水分の多いものは水を少

な目に入れること

- 12 炊飯時は釜とガスの火口との距離を適當に保たせることが肝要である。焔の先が釜の底に當り少し曲る程度まで火口のネジを廻して上下すること、籠を掃除した後でこの調節を忘れぬこと
- 13 冬季は夜、炭火を採つた後に釜をかけておくと翌朝までに相當暖まつてをり炊飯のガスが少くて済む
- 14 炊飯も煮物も蓋は完全にすること、炊飯の際釜の上に重しを載せると釜内に壓力がかゝり經濟的である
- 15 ガス器具と鍋釜等の容器類はつり合つたものを使ふこと、鍋釜の底は光つたものよりも黒い塗料の

かけてある方が徳である

- 16 すべて調理の際は手順を定めておき容器が冷えてしまはぬやう次々と使ふこと
- 17 火起しに炭を入れガスにかけて火がついたらすぐ火を消すこと、炭の全部が眞赤になつてゐるのを知らずにガスをつけてゐる向があるがこれではガスが無駄になる
- 18 ストープは特別の事情ある場合のほか使はないこと
- 19 風呂は釜のかくれる程度に水を張り火をつけること、沸きすぎた場合に無駄に湯をすてることになる、沸いたら引續いてはゐること、沸かず回数を出來るだけ減らすこと
- 20 時々メートルを讀んでガスを經濟的に使ふやうに工夫すること

# 議會開設五十年を顧みて

申上ぐるも畏き極みであるが、明治天皇に於かせられては、憲法の制定にあつて、議會の機能を如何に

我が帝國議會が開設せられてから、去る十一月二十九日が丁度滿五十年に相當したので、當日は、貴族院議場に於て、長くも 天皇陛下御親臨のもとに、莊嚴雄大な記念式典が舉行せられたことは、未だに國民の記憶に新たなところである。

今この機会に、帝國議會開設の経緯と、過去五十年間に於ける帝國議會を、衆議院の事務的立場から顧みて極く平易に説明してみよう。

## 憲法と明治天皇の御軫念

まづ帝國議會を説くには、憲法を語らなければならぬ。何となれば、議會の主たる機能はすべて憲法に規定されてゐて、憲法を改正しない限りは、議會の機能は寸毫と雖もこれを増減することが出来ないからである。

しかるに憲法を語るには、第一に明治天皇のことを申し上げなければならぬ。

定めぬかに、御軫念の一方ならぬものがあらせられたことは、彼の明治十五年三月、各參議に賜つた勅語の中に「昨年十月、國會ヲ開クノ詔ヲ宣布セリ、此事未嘗有ノ大變革ニシテ重大タルヤ言フ俟タス素ヨリ閣臣ノ輔翼スル所アリト雖若シ之ヲ誤ル時ハ上數千年ノ祖宗ニ對シテ百世ノ子孫ニ對シ其ノ責朕カ躬ニ在リ昨冬來苦慮スル所一ニアラス」と仰せられたことによつても拜察することが出来る。

また明治二十一年の樞密院に於ける

憲法制定會議に、八ヶ月の間四十九日を數ふる會議に殆んど毎回臨御遊ばされ、一回の御中座もあらせられなかつた御模様を拜察しても、如何に御軫念のたゞならぬものがあらせられたかが現はれて、たゞ／＼恐懼感激に堪へないのである。

かくの如くにして、欽定發布せられた憲法には、その前文劈頭に「朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ恩撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ

子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム」と仰せられてある。何處の國にかくも立派な憲法があるであらうか。

これを心讀すればするほど、たゞ有難き大御心に感泣し、臣民としての道は自ら感得せられるのであつて、これが信念となり、信仰となつてこそ始めて、臣民の道が實踐せられるのである。われ／＼は常に憲法の條章と共にその前文に親しみ、これを奉誦すべきである。

しかも前文の第四段には「帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ」と仰せられてあるので、第一回帝國議會開會の日、即ち明治二十三年十一月二十九日こ

そ、我が帝國憲法實施の日であるから、國民としては二重の意味でこの日を忘れることが出来ないのである。

この日、明治天皇には、賢所、皇靈殿、神殿に御親祭あらせられ、御告文を奏し給ひし後、帝國議會に初の行幸を遊ばされた。聖慮深遠まことに恐懼に堪へない。

憲法發布の御告文には「典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ」と仰せられしのみならず「朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ 神靈此レヲ鑒ミタマヘ」と仰せられてゐるのは恐れ多き極みである。

故に吾々は常に思ひをこゝに致して、

永遠に憲法の從順なる循行者とならなければならぬ。

更に又前文の中には「將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼承ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ」と宣はせられた。吾々は此の不磨の大典と共によくこの前文を拳々服膺して、臣道實踐に邁進せねばならぬ。

### 議會こそ

#### 下情上通の通路

思うてこゝに至れば議會こそは、實に努めて民力を採り、民心に合するを

期させ給ふ大御心の現はれであり、萬民翼賛の道を、條章を以て示させ給はれたものであるといふことが出来る。しかして翼賛機關としての議會は單に立法等に參與するのみでなく、間接に行政をも監視するの任務を負擔するものであることは、伊藤博文公も言つてをられるところである。

それがために、憲法と議院法には次の四つの権利、即ち一、臣民の請願を受けるの權、二、上奏及び建議の權、三、政府に議員が質問するの權、四、財政を監督するの權が認められてゐる。

これを要するに、議會が法律案及び豫算案に協賛する外に、かゝる重大なる權能が各院に賦與せられてゐる所のものは、各院をして、民意暢達

機關たらしめたからである。しかして衆議院が貴族院と異なる所は解散を命ぜられる點と、もう一つは豫算先議權即ち衆議院の方が先に豫算案について議決する權限がある點であるが、この二點が衆議院をして貴族院よりも一層よく下意上達の機關たる使命を完うさす理由となつてゐる所である。

今各院が、民意暢達の機關であり、憲法上の下情上通の通路であるといはれる所以のものを、更に具體的に説明してみると、民意は議會を通じてのみ上奏となつて、天聽に達するか、或ひは意見となつて、政府に建議されて、その利弊得失が論白されるか、或ひは又、請願として採擇したものは、意見書を附して政府に送ることによつて、下意が上達されるやうになつてゐるか

らである。内閣官制第五條には「天皇より下付せられ又は帝國議會より送致する人民の請願は必ず閣議を経なければならぬことになつてゐる。右の如く、民意は議會を通じて初めてよく天聽に達し、政府に通ずるものであるから議會を活用してこそ、萬民翼賛の實を擧げ得るものと信ずる。

往年議會の開設なくば、民意の暢達もなく、民意の暢達なければ、國民の發奮興起もなく、従つて、富國強兵の實を擧げること得て望むべくもなしとて、時局一新は議會の開設よりと叫んだ志士仁人の獻身的愛國の至情を憶ふとき、昭和の維新も議會の妙味ある運用からといはざるを得ない。

### 莊嚴無比な開院式

殊にこゝに特筆すべきことは帝國議會の開院式のことであるが、この議會の開院式は、國體の精華をそのまゝ儀式化したといつても決して過言でないほど、嚴肅、莊嚴なものである。議會が開設せられてからすでに、七十五回、毎回のこの議會の開院式には長くも天皇陛下御親臨遊ばされて優渥なる勅語を賜つてゐる。偶々陛下臨御なきときは、内閣總理大臣が勅命を奉じて勅語を捧讀してゐる。このやうに開院式に勅語を賜ふのは、議員に對し議會を召集遊ばされた原由と、現在及び將來の國家の大方針に關して、明らかに、廟謨の向ふ所を知らしめられ、以て協賛の任を盡さしめられんとする、有難き大御心と拜察されるのである。

第一回議會には「朕ハ卿等カ公平慎

重以テ審議協賛スル所アルコトヲ期シ併セテ將來ニ繼クヘキノ模範ヲ貽サムコトヲ望ム」と仰せられ、第二回帝國議會には「朕既ニ我カ帝國ノ光輝アル憲法上ノ進行ヲ誤ラサルコトヲ嘉シ更ニ卿等カ帝國ノ隆昌ト人民ノ幸福トヲ以テ目的トシ和衷協同シテ益其ノ公務ヲ竭サムコトヲ望ム」と仰せられた。聖慮のほどまことに辱けなき限りである。

これに對し、議會は天顏に咫尺、優渥なる勅語を拜するの光榮を賜りたるを恐懼感激し、唯々聖旨を奉體し、心力を盡して慎重審議、以て協賛の任を竭し上 陛下の聖恩に對へ奉り、下國民の委託に酬いんことを期する旨議長が參内して謹んで奉答申し上げることが例となつてゐるが、これは先に

も述べたやうに、まことに嚴肅そのものの儀式であつて、世界の何處の國に我が國ほど莊嚴神聖なる開院式が舉行されてゐるところがあるであらうか。この點われ／＼は、もつと／＼認識を新たにすべきではあるまいか。

以上は議會開設の経緯と共に一二の點について述べたのであるが、以下第一回議會以降今日までの具體的事項を少しく拾つてその計數を調べてみよう。

### 選挙の回数

帝國議會が開設されてから今日までに議會の回数は七十五回となるが、衆議院議員の總選挙の行はれた回数は二十回である。だから明年施行せらるべき總選挙は第二十一回目である。

### 解散の回数

總選挙は衆議院解散の場合行はれるのみでなく、議員の任期が満了した時にも行はれるから、解散の回数と總選挙の回数とは一致しない。従つて選挙の回数は二十回なのに解散された回数は十六回である。これは議員の任期満了によつて行はれた選挙が三回と最初の選挙があるからである。解散は明治時代に七回、大正時代に四回、昭和に入つてから五回は行はれた。

### 國民の投票總數

第一回總選挙より第二十回總選挙に至るまで、國民の投票した總數はどれぐらゐであるかといへば、驚くなかれ、實に六千七百六十八萬三千四百十三票

となつてゐる。約七千萬票である。いま日本の總人口は約一億といはれてゐるが、昭和十四年度に於ける内地人口の推計總數は七千二百八十七萬五千八百人であるから、ちやうど、今までに議員を選出するために國民が投票した數と、現在の内地人口が殆んど同數と見てよい。

### 議員となつた人の數

次にそれらの投票によつて議員となつた人數はどれ位かといふと、八千三百三十四名であるが、この中には同一人で何回も當選してゐる人もあるから、この重複を差引くと三千三百三十九名が、議員として議席に着いたことになる。この數には現議員も含まれてゐることは勿論である。

### 會期の總日數

議會は通常議會であれば、會期は三月と憲法に定めてあつて、その日數は九十日として計算することになつてゐるが、特別議會や臨時議會の會期はその都度勅命によつて定められる。なほ會期が延長される場合もあるので、今第一回議會から第七十五回議會までの會期の總日數を調べてみると四千百五十二日となつてゐる。これを年、月に換算すれば約十一ヶ年と四ヶ月になる。

### 會議の時間

議院では前述の會期中毎日日本會議を開くかといへば、さうではない。次に述べる停會を命ぜられたり、或ひは休會といつて議院自ら會議を休む日もあ

るし、また會議日であつても朝から晩まで四六時中やつてゐるのではないから、こゝに正味本會議を開いた時間數を調べてみると、會議時間の總計が五千四百五十三時間と七分となつてゐる。衆議院では規則で午後一時に開會して午後六時になれば議事終了せずとも延會を宣告することが出来ることになつてゐるから、この規則通り五時間づゝ會議をするものとして計算すれば、二年三百六十日約三ヶ年間続けざまに會議を開いたこととなる。このほかに委員會があるが、委員會議は本會議の五、六倍にも及ぶからこれを入れると大變なことになる。

### 停會の日數

また會期の日數に當然算入されなが

ら、その日は全然會議を開くことのない日がある。それは停會を命ぜられた期間であつて、今までに停會を命ぜられた回数は二十二回、その日數は百四十一日となつてゐる。

### 議事速記録總頁數

議會の議事は規則上速記法によつて記録することになつてゐるので、我が帝國議會では第一回議會からの速記録が完備してゐる。これは世界廣しと雖も我が國だけである。議會制度の先進國を以て誇る諸外國にもその例がない。この點は我が議會の一つの誇りであるといつてもよい。速記録は官報の大さきで議會中は官報附録として發刊されてゐるからよく御承知のことと思ふが、あれは議事公開の原則に従つて、

旁聴出来なかつた國民全般に議會の  
議事の内容を知らしめようとする趣旨  
であるから、従つて我が議會の速記録  
には、外國文字を使用しないので慣用  
語となつてゐる外國語が出て來ても皆  
邦字で書くことになつてゐる。

かゝる我が議會の名稱ある速記録が  
今までにどれくらゐの頁數かといへ  
ば、衆議院の本會議だけで三萬六千七  
十八頁になつてゐる。何と尠大なもの  
ではないか。それから委員会の速記録  
は公刊されてゐないが、本會議の四倍  
半から八倍にも及ぶからこれを加へれ  
ば驚くべき數字になる。

### 傍聴者の總數

今迄にどれくらゐの人が本會議を傍  
聴したかといへば、百三十六萬五千八

百二人となつてゐる。このうち婦人の  
傍聴者は最初の二十五、六回議會まで  
は記録が不完全なために分らないが、  
第二十七回議會から昨年の議會までに、  
六萬八千三百四十四人といふ計數になつて  
ゐる。しかして普通の議會では一會期  
を通じて傍聴人は平均四萬人である  
が、今までに一番多かつたのは第五十  
九回議會即ち昭和五年の議會で、五萬  
九千五百六十八人であつた。昨年の第  
七十五回議會は四萬五千八百八十三人  
であるから、これを第一回議會の二萬  
三千三十五人と比較してみると、大體  
二倍足らずになつてゐる。

### 可決法律案の數

議會の機能の中では法律案に協賛す  
るのがその主なものである。いまその

可決件數を政府提出のもの、議員提  
出のものとを區別してみると次のやう  
になる。

政府提出	議員提出	計
提出件數	二八〇件	三六六件
衆議院可決	三〇五件	三九七件
兩院通過件	三三〇件	三九七件

これによると、議會開設以來兩院を通  
過した法律案の件數は二千五百七十八  
件となるが、しかしこの法律案は全部が  
新しい單行法として施行せられたも  
のばかりではなく、中には改正法律案  
も含んでの話である。

### 協賛豫算總額

議會が豫算に協賛した額をみると、  
實に驚くべきもので、第一回議會に協賛  
した明治二十四年度の一般會計歳入歳

出豫算總額が、八千三百五十一萬四千  
二十八圓三十二錢五厘であつたのに比  
較して第七十五回議會の昭和十五年度  
のそれは、六十億九千七百三十三萬一  
千四百三十四圓といふ實に桁はずれの  
ものとなつてゐる。これによつて見て  
も國力の増進が如實に頷かれるわけ  
である。

しかして第一回議會よりの協賛豫算  
總額は、一般會計の歳入に於て六百十  
四億八千三百八十一萬百五十一圓九十  
三錢二厘となり、歳出に於て六百十七億  
三千二百三十二萬四千七十二圓十六錢  
四厘となつて、その巨額なるは、今  
更ながら驚くばかりである。こゝで  
歳入、歳出の總額の合はないのは、初  
期の議會に於ては、歳入、歳出が同額

でなかつたこともあり、最近の議會で  
も追加豫算等の關係で必ずしも、歳入、  
歳出が同額とはならぬことがあるから  
である。

### 上奏、建議、決議、請願

上奏とは直接天皇に對し奉り議員  
の意見を開陳することであつて、議會  
の重要な翼賛の方途であることは既  
に前述した通りである。

いま衆議院の實際についてこれを見  
ると、上奏件數は九十六件である。その  
うち儀禮に關するものが八十三件でそ  
の他のものが十三件となつてゐる。主要  
なものとしては會期延長の上奏、國事  
犯特赦の上奏、内閣不信任の上奏、官  
紀振肅の上奏、内閣の行爲に對する上

奏、日清事件に關する上奏、製糖費に  
關する上奏等がある。

しかるに、近時は勅語奉答文のほか  
重要國務に關し上奏申し上げることは  
全く稀であつて、決議によつてその目  
的を達せんとする傾向となり、従つて  
可決された決議の件數は百一件の多き  
に達してゐる。その内容を一々例示す  
ることは省略する。

次に建議とは、議院が政府にその意  
見を開陳傳達することであつて、法律  
又はその他の事件について建議するこ  
とが出来ることが、裁判に關しては建議す  
ることは出来ない。しかしてこれまで  
に衆議院で可決された建議件數は四千  
五百三十二件である。

最後に請願であるが、これは國民が



帝國國民として直接に天皇又は行政  
實際に請願する以外に、議院に向つて  
請願書を提出し、その希望を開陳する  
ことをいふのである。議會が民意上達  
の通路であるとするれば、議院に於て、  
臣民の請願を受理することは當然のこ  
とといはなければならない。それで衆  
議院では今までにどれくらゐの請願を  
受理したかといへば、七萬六千八百三  
件となつてゐる。

こゝで注意すべきことは、この一件  
の請願書を提出するに、どれ程の請願人  
がそれに署名してゐるかといふことであ  
る。今こゝでそれを一々述べることは  
困難であるが、まづ一件につき少くも  
五百人、多くは千三百人が署名して  
ゐるから、請願件数七萬といつても實際

の請願人は最少にみて三千七八百萬  
は下らないであらう。今二三の實例を  
挙げてみると、去る第七十五回議會に  
於ては請願人總数は十四萬九千三百八  
十四人であつた。しか  
して受理件数は千二百  
六十六件であつたから  
平均一件の請願人は千  
百人を越える。勘定と  
なる。また請願件数の  
多かつた第二十六回議  
會(明治四十二年)を調  
べてみると、請願人は  
五十萬九千三百八十一  
人で、請願件数が四千  
二十八件といふ普通の  
議會に比べて頗る多

かつたが、平均すれば一件當り千二百  
六十四人となつて先議會と餘り變らな  
いことになる。  
——衆議院事務局——

### 寫眞週報 第四百十八號 (十二月十八日號)

- ☆戰闘はついでに——壯烈な北支の掃蕩戰
- ☆國境に雪が來た——北鮮國境警備の暮
- ☆聖邦ルーミアとスロヴアキヤ
- ☆滿洲開拓女塾の合同結婚
- ☆五線譜に寄す四つの奉祝樂曲・發表演奏會
- ☆パリの師走——海外通信
- ☆野芥で豚を飼ひませう——農民運動の進展
- ☆二千六百一年を迎へる心の用意は?——漫畫
- ☆物言
- ☆紀元二千六百年を語る
- ☆今年のがが外女
- ☆旅一される用紙の風情
- ☆年末年始はこれでゆかり
- ☆どんな小包がコレレウイカ
- ☆ガスの上手な使ひ方(下)

## 米の對英財政援助問題

去る十二月四日以來滯米中のフィリップス英國大藏次官  
と、再度に互つて公式會談を重ねたモーゲンソー米國大藏  
長官は、それに引つゞき十日午後、米陸海軍・國務・大藏各  
省の首脳部ならびに國防委員を大藏省に招致して重要協議  
を行ひ、その席上同大藏長官は、將來英國に供與するやうに  
なるかも知れない巨額の借款交渉の基礎となる英國財政  
状態に關する秘密情報を發表したとも傳へられる。  
そして、同協議終了後、モーゲンソー大藏長官は新聞記  
者團に對し、「フィリップス英大藏次官を通じて得た情報  
を同僚諸氏に簡単に説明したにすぎぬ」と語つたが、この種  
各省首脳會議は、さきの驅逐艦渡問題以來、米政府が對  
英援助に關する重大決定を行ふ場合にしばしば開かれてゐ  
るので、今回も何等かの重大決定がなされたものと一般か

ら豫想されるに至つたのである。  
これよりさき、日獨伊三國條約の成立と英米合作強化と  
の新情勢につき、本國政府と打合せのため歸英中であつた  
ロズミアン駐米・英國大使は、十一月二十三日空路米國  
へ歸任したが、出迎への新聞記者團に對し  
「英國は今や財政の窮乏に直面してをり、一九四二年は  
この意味に於て、英國にとり極めて困難な年となるであ  
らう。現在英國は武器と船舶と財政との三援助を同時に  
必要としてゐる。」  
と英財源の窮乏を訴へ米國の對英援助強化を要望し、この  
際米國として、對英援助に制限を加へてゐる武器輸送船舶

### 駐米英大使の空路歸任



と財政の諸問題(中立法及びジョンソン法の修正)を解決されたい旨を示唆したのである。

なほ、英國側は米大統領の三選と前後して、その宣傳方針にかなりの變更を行ひ、船舶の損害程度や財政の困難等についても比較的率直に公表するの舉に出で、以て米國輿論の喚起につとめることとなつたと傳へられる。

ついで二十五日、ロズマイアン英大使は米大統領と歸任後最初の會談を遂げ、米國の積極的對英援助を要請したと傳へられ、同大使は會談後記者團に對し、「大統領と國務長官に戰況を詳細報告しただけで、クレディット問題には觸れなかつた」と述べたが、「同時に『現在英國は究極の勝利を確信してゐるが、この確信は米國の援助の繼續ならびにその増加を基本的條件とする』といふ意味深長な言葉を用ひ、今日英國として特に必要なのは船であると言明した。そして船とは商船のみならず軍艦をも意味するかの記者側の質問に對しては、『船と云へば船である』と、これまた意味深長な答辯を行つたが、同地消息通は、これは米國商船の英國寄港、商船及び軍艦の對英讓渡のほか、大西洋の警備に

關する協力強化即ち英海軍の餘力を西大西洋から他の必要な方面に向けることも問題となるものと觀測したのである。

それに関連して、ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙のロンドン特電は、英大使が歸任に際し、米政府に對し戰艦三隻、巡洋艦六隻、驅逐艦百隻の賣却又は讓渡方を要請する英政府の覺書を携へてをり、更に英國は護送船團が獨軍の襲撃によつて被害を蒙つたため商船隊を増強すべく、米國より新造船のみならず老朽船をも入手することを希望してゐると報じ、且つ英國の覺書はかゝる海軍援助強化要請に對する代償として米國に何を提供するかについては何ら觸れてをらずとなし、太平洋上に於ける英基地又はシンガポール軍港の使用を許可するか否かについても何ら明示されてゐないと傳へ、たゞ英國は米國に對して英領土のいづれの地に於ても便宜を與へるに躊躇しないが、今回の海軍援助を以て米國がこれを投資と考へるやう希望し、單なる取引と考へて貰ひたくないとしてゐる旨を報じ、米國側に衝動を與へたのであつた。

#### 遺米武器購入使節歸る

一方、英政府の遺米武器購入使節團長アーサー・パーヴィス氏は一ヶ年に亘る困難な軍需資材の購入措置を了し、二十七日歸英して次のやうな聲明を行つた。

「若し私がドイツ人であつたなら、英國が明春頃米國か

ら多大の援助を得ることとなつたのを氣に病むであらう。



モローン大蔵長官

大戦當時のそれに比べて非常に低廉であり、米國は英國から何らの利益をも得てゐない。

米國は米國自身の兩軍備と睨み合せて、英國の註文品の價格を決定してゐるのである。但し、正確な註文額は明示し得ないが、五億磅(約八十六億圓)と稱しても何ら餘眼ではなく、現在までのところ英國は米國と現金取引

を行つてゐる。

それに関連して、米國務省は十一月二十八日、去る十月中に於ける米國の武器輸出額を發表したが、實輸出總額は二千八百萬弗(約一億二千萬圓)で、九月に比べて約七百萬弗の増加を示し、その内、對英援助が實輸出額に於て前月分よりも二千萬弗を超え全額の殆んど八割五分までを一手に占め、且つ對英輸出許可額も前月に比し一躍四倍の二億弗となつたのである。

なほ又、米大蔵省は三十日、去る一九三九年八月三十日より本年九月四日までの大戦第一年中に於ける在米外資の異動を發表したが、それによると外國の米貨證券純賣却額九千五百萬弗、米國內に於ける外國預金の純増加額七億四千二百萬弗、米國の在外資金の純減少額五千八百萬弗となつてをり、その間に於て英國は、米貨證券の賣却一億五千八百萬弗餘、在米預金の減少一億五千七百萬弗餘、その他法定の取扱業者以外の手を通じて處分された米貨證券五百餘萬弗に達し、即ち英國は過去一ヶ年を通じて三億三千萬弗(約十四億圓)からの在米資金を費消したのである。

### 英大蔵次官の訪米

かくて十二月に入り、米國政府首脳は三日に大蔵省に於て重大會議を開き、對英援助と英國の軍需品購買力につき全面的検討を重ねた。

即ち、モーゲンソー大蔵長官、スチムソン陸軍長官、ノックス海軍長官、ジョンズ商務長官、ヴェルズ國務次官、フォレストル海軍次官、マーシャル參謀總長、クヌドレーン國防諮問委員會委員長、その他米國軍・政・財各界の權威が出席し、

一、英國に對する軍需資材賣却契約は現在既に二十五億弗に達してをり、來年度には恐らく四十億弗の巨額に達するものと見られてゐるが、これに對する英經濟力の検討

一、現在ならびに將來に互る英國の對米軍需品購入の分析研究

等を行つたと傳へられた。

いよいよ翌四日、フィリップス英國大蔵次官はモーゲンソー

文を受けた米國の業者に對し米政府が支拂の保障をしてやるといふやうな、間接的な措置が講じられるのではないかとこの觀測が高められたのであつた。

更に注目されたのは、從來、輿論の反對を懸念して沈黙を守つてゐた諸新聞が公然と對英借款提供論を唱へ始めたこと、ニューヨークタイムス紙の如きも五日附の紙上で次のやうに論じた。

「英國に於ける富の蓄積は莫大であるが、非爲替に換へ得るものはそれ程多くはないから、來年の中頃には非資金が瀕瀕に瀕するのではなからうか。

米政府が對英援助政策を明白にしつゝ、一方に於ては中立法及びジョンソン法によつて個人の金融的援英を監視してゐることは、大きな矛盾である。

しかし同法が修正されても、今日の英國では適當な抵當物そのものが減少しつゝあるから危険視され、個人投資は大した額には達しないと見るべきであらう。従つて問題は、米政府が直接英國に貸付けてその危険を負擔するか、それともドイツの勝利を拱手傍觀するか、二途いづれを選ぶかといふことに歸着する。」

米大蔵長官と會談のため、空路訪米したが、出迎への記者團に對する談話によれば、同氏來米の目的は英財政の一般的事實について米大蔵省と協議するため、現在英國の戰費は一日に四千五百萬弗(約一億九千餘萬圓)に達するが、物價のインフレーション的昂騰も少く、この點から見ても英財政の基礎は強固であると述べた。そして更に同氏は、英國の困難は北歐諸國ならびにフランスの没落以來、從來それらの地方から求めてゐた分までもすべて米國から餘分に買はなければならなくなつた點にあり、非資金又は金塊をそれだけ餘計に必要とするに至つた事で、これに關し英米間に適當な取極めが出来るものと思ふと語つた。

又、同氏の來米に關聯しジョンズ商務長官兼融資長官は、「英はよい投資物であり、よいものに投資するのが自分の方針である」と言明し、米國の對英財政援助が着々と準備過程を辿りつゝあることを仄めかしたが、その具體的方法としては中立法ならびにジョンソン法修正の如き、直接的方法には猛烈な反對が豫想されてゐるため、例へば英蘭銀行に對する爲替安定を名目とする融資とか、或ひは英の註

### 第一次英米財政會談

かゝる情勢を背景として、フィリップス英大蔵次官は、十二月六日、モーゲンソー米大蔵長官と一時間餘に亘つて會談したが、會談終了後次のやうに語つた。

「余は英國の財政状態、米國內に於ける物資購入額ならびにそれに充當すべき財源につき、米當局に報告するが目的で、本日の會談に於てもこれらの事實を述べたに過ぎず、政策問題は一切討議しなかつた。然し今後討議すべき問題が相當あるから、週末の休みを利用して大いに研究の上、九日に第二次會談を行ふ豫定である。」

なほ、前記の英米財政會談に、米國の爲替平衡資金局長がとくに出席したことは、米國一般からもひとしく注目され、平衡資金による對英援助の可能性がとみに濃化するに至つたものと見なされた。因みに、平衡資金は一九三四年の平價切下げによる剩餘金を以て、爲替とくに英米爲替の安定のため創設されたもので、

一、金又は非を以て磅を買ふといふ操作は、それが、政治的意圖に基づく場合に於ても、操作自體は完全に



露光量違いにより重複撮影

文部省推薦図書

一級師範

◇傷める妻(高橋一著) 著者は療養所に勤務する青年痲痺である。本書は痲痺者がその身に負はされてゐる肉體的、精神的の深い苦悩と人間本来の生への欲求との間の矛盾に立ちながら、時に社會にすねる如きことがあつても、暖かい人の心によつて自然に目覚め、背駭な運命に堪へつゝ、自らの人生に歩んで行く嚴肅な姿を目に映する儘に書き記したものである。著者の患家訪問、治療等に於ける殉教者的な態度は少しの誇張もなく、自然に讀者に受入れることが出来る。「小島の春」とは同種類のものながら聊か行き方を異にして、これはその云はんとする所を強的に表現してをり、患者への愛と癒に付ての理解を得るよう、親切に記されてゐる。(四六九一〜九一四頁 定價一圓發行東京市牛込区市ヶ谷田町三ノ二〇山雅堂 昭和五一年二〇二五番)

一級師範

◇儀等の食物と饗養(川島四郎著) 本書の著者は陸軍主計中佐で、軍用食糧研究家である。

る。將來の日本を背負つて立つ子供達のために正しい食物と饗養に付ての知識を與へるために、懇切に興味深くそれらのことを説明してゐる。内容は八篇に分れてをり、小學校高學年、中等學校初學年男女向きに讀物として推薦する。(フット朝三二八頁 定價二圓發行東京市神田區錦町二丁目五番地國文堂新光社 昭和五一年二四一七番)

◇一年生ツツリカタ繪本(白田宗治著) 從來の繪本は多く繪に對して言葉は從屬的であつたが、本書は言葉を主體として、繪はそれの解釋的役割を演じてゐる。その主體となる言葉は白田宗治氏の選であつて、よい作品である。繪は齋藤長三氏の描いたもの三十一葉が載つてゐる。小學校一年生の新しい教育繪本として推薦する。(四六四頁六八頁 定價九〇圓發行東京市芝浦區佐久間町二ノ一〇婦人協賛社内モトモト 昭和五一年二五七〇番)

◇楽しい算術學校(藤原安治郎著) 算術はむづかしい學科だといふ觀念を取去つて、面白い楽しい學科だといふ精神を涵養するやうに書かれたのが本書である。小學校高學年向として推薦したい。(四六三九二頁 定價二圓八〇圓發行東京市神田區錦町二丁目五番地國文堂新光社 昭和五一年二四一七番)

週報

昭和十五年十二月十八日印刷發行

編輯部 情報部 印刷局  
東京市神田區錦町二丁目五番地

印刷部 印刷局

東京市神田區錦町二丁目五番地

印刷部 印刷局

東京市神田區錦町二丁目五番地

印刷部 印刷局

東京市神田區錦町二丁目五番地

印刷部 印刷局

東京市神田區錦町二丁目五番地

印刷部 印刷局

東京市神田區錦町二丁目五番地

印刷部 印刷局

東京市神田區錦町二丁目五番地

印刷部 印刷局

東京市神田區錦町二丁目五番地

印刷部 印刷局

東京市神田區錦町二丁目五番地

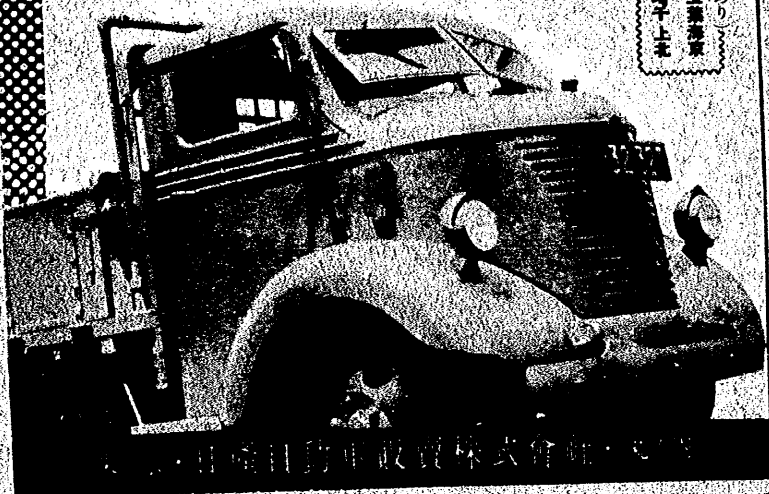
注意	御	所	込	申	價	定
▲本誌より預購の場合には必ず「週報何號より贈る」の旨を明記し、且つ右特設誌を購報局宛に郵送願ひを明記して下さい						
▲本誌記事の誤謬等は訂正を願ひ致します						
▲掲載記事に對する御希望や御質問に關しては御見聞も週報欄に宛てて下さい						
▲本誌へのお送り場合は郵送料一部五圓						
▲本誌へ廣告掲載の御は内閣印刷局へ						
		内閣印刷局發行課			一部	五錢(送料共)
		電話九ノ内三三九一				
		東京一九〇〇番				
		全国各地官報販賣所				
		東都書籍株式會社				
		東京市神田區錦町二二三				
		電話東京九三九〇番				
		各書店・驛賣店				

N15-11

ニッサン  
トラック・バス

傳統的に最高度の性能を有する  
ニッサン車は前線統後の輸送陣に  
絶對的の機能を發揮する最も經濟的  
な優秀車であります。

全國各地に販賣店あり  
東京市神田區錦町二丁目五番地  
東大倉車輦株式會社  
支店 東京市神田區錦町二丁目五番地





週報

# 興亞の貯蓄は保険にか

昭和十五年十月十八日第二種郵便物認可  
（毎週一回水曜日に発行）



社団法人 生命保険社会協  
 後援 大藏省 工商省

内閣印刷局印刷發行

（判LA51格規定國はさき大の書本）